

三豊市監査委員告示第4号

平成26年度定例監査結果報告書(第2回)に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成27年4月21日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 川北 善伴

三 総 総 第 4 8 号

平成 2 7 年 4 月 1 6 日

三豊市監査委員 糸川 昇 様

三豊市監査委員 川北 善伴 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について（通知）

平成 2 6 年度定例監査結果報告書（第 2 回）に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
子育て支援課	<p>○条例等の整備について</p> <p>「高瀬地域子育て支援センター設置条例」及び同施行規則については、施行日が平成17年7月1日と合併以前であり、現在も改善されていない。</p> <p>効力発生にも影響しかねないので、早急に改正すること。</p>	<p>ご指摘の条例については、関係部局と調整を行い、平成27年6月の三豊市議会定例会において、改正する予定で準備を進めております。</p>
学校教育課	<p>○学校施設と公図の整合性について</p> <p>上高瀬小学校用地については、公図と現況の整合性がとれていない。所有権の確定及び許認可の関係もあるので、早急に調査し、適正な状態にすること。</p>	<p>上高瀬小学校の大、小運動場の一部が三豊市高瀬町上高瀬754番、地目ため池、所有者三豊市(上高瀬村)を埋め立て(昭和59年10月23日届出済)し利用している状況ではありますが、ご指摘のとおり分筆、地目変更等の必要な手続きが未了状態です。</p> <p>教育財産管理及びその対処について、関係部局と協議調整を行い、是正に向け調査を進めてまいります。</p>
学校教育課	<p>○公印の使用等について</p> <p>公印の使用等については、今回、一部幼稚園で公印使用簿の整理について適正な管理がなされていなかった。「三豊市教育委員会公印規則第5条(規則の準用)」の規定で準用する「三豊市公印規則第8条(公印の使用)」に則った運用を図ること。</p>	<p>指摘の幼稚園については、監査実施日に「三豊市公印規則」及び「三豊市教育委員会公印規則」に則り公印使用簿の適切な記載について指導し、それ以後、公印使用簿による適正な管理が行われている。</p> <p>また、他幼稚園へも、同様の管理指導を行いました。</p>
農業振興課	<p>○三豊市財田町農産加工実習室利用について</p> <p>施設利用については、旧町時代から引き継がれているが、条例、施行規則に則った利用申請、利用承認及び使用料収納がなさ</p>	<p>利用の現状と公平性に留意しながら条例、施行規則の改正を行い、平成28年1月施行を目指します。</p>

	<p>れていない。</p> <p>例規との整合性を図ること。</p>	<p>そのために、利用者団体との調整、他の施設との整合性、減免基準及び実費徴収の適否等、受益者負担の基本的考えのもと適切に対応してまいります。</p>
水道課	<p>○水道料金徴収事務の告示行為について</p> <p>水道料金の徴収事務を「水道局料金センター」に委託しているが、「地方公営企業法施行令第26条の4（公金の徴収又は収納の委託）第1項」における、公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合の告示かつ公表の規定、また、「三豊市水道料金等徴収事務委託規程第16条（委託等の告示）」の規定を遵守のうえ、早急に適正に対処すること。</p>	<p>委託契約時に告示しなければならなかったが、失念していたため、平成27年3月2日に本庁及び支所掲示板にて告示しました。</p> <p>今後は、規定を厳守し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>